

海の駅 九十九里 直売所出荷契約書

一般財団法人 海の駅九十九里（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲が運営する「海の駅 九十九里」における農林水産物・加工品等の販売について以下のとおり直売所出荷契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 乙は、自ら生産・製造した安全で安価な農林水産物・加工品等（以下「商品」という。）の販売を甲に委託し、甲は乙から委託された商品を、善良なる注意のもと、誠意をもって消費者に直接販売する。

第2条 乙が甲に対して支払う販売手数料は下記のとおりとする。

分 類	町 内	町 外
農産物・惣菜	15%	18%
冷蔵・冷凍庫使用	18%	30%
加工品（乾燥）	20%	30%

※その他の品目は協議のうえ決定する

第3条 甲は、毎月末日までの商品販売代金から前条の販売手数料、バーコード発行手数料、振込手数料を差し引いた額を、翌月25日（土日祝の場合は翌日）までに乙の指定する口座に振込する。

2 甲は、前項による計算書を翌月25日までに乙に通知するものとする。

第4条 乙は、海の駅九十九里直売所会員の登録料（町内10,000円・町外20,000円）、年会費5,000円を納入しなければならない。

2 年の途中で入会した場合であっても、当該会員年会費は、第4条第1項に規定する金額とする。

3 年の途中で会員でなくなった者については、年会費の返納はしない。

第5条 本契約の有効期限は、平成30年5月1日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに甲・乙の何れからも書面による変更、解約の申し出のない時は、本契約は自動的に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2 甲が、海の駅九十九里の指定管理を終了したときは、本契約は終了する。

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する者と認められたときは、海の駅九十九里直売所会員の登録を取り消し、催告なしに本契約を解除することができる。

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理

事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償又は補償をすることを要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第7条 本契約に定めのない事項、または、本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所 千葉県山武郡九十九里町小関 2347-98

氏 名 一般財団法人 千葉県観光公社
海の駅 駅 長 中 村 透

(乙) 住 所

氏 名